平成 2 1 年

第2回市議会定例会 議案第7号 函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例(平成12年函館市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「別表第6」を「別表第8」に改め,同号を同条第8 号とし,同条第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の規定に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定に関する事務 別表第6
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務 別表第7

第4条第1項第2号中「別表第6」を「別表第8」に改める。

別表第3中「第31条の2第2項第16号二,第62条の3第4項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二,第62条の3第4項第15号二」に改める。

別表第6を別表第8とし、別表第5の次に次の2表を加える。

別表第6(第2条関係)

X	分	単	位	金	額
高齢者 , 障害 動等の円滑の		1件 つき	‡に き		の認定の申請に係 ついて函館市建築

関する法律第17条第3 項の規定に基づく特定 建築物の建築等および 維持保全の計画の認定 (同法第17条第4項の 規定に基づく適合通知 に係る申出がある場合 に限る。) および同法 第18条第1項の規定に 基づく認定を受けた特 定建築物の建築等およ び維持保全の計画の変 更の認定(同法第18条 第2項において準用す る同法第17条第4項の 規定に基づく適合通知 に係る申出がある場合 に限る。)

基準条例(昭和35年函館市条例第 10号)第60条の12第1項および第 2項の規定により確認の申請1件 につき納付すべき手数料として算 定される額に相当する額(当該認 定または変更の認定の申請に係る 計画に,同条第1項に規定する昇 降機に係る部分が含まれている場 合にあっては当該昇降機1基につ き同項の規定により算定される加 算額に相当する額を加算した額と し,同条第3項または第4項の規 定による構造計算適合性判定を要 する部分が含まれている場合にあ ってはこれらの構造計算適合性判 定に係る構造計算1件につきそれ ぞれ同条第3項または第4項の規 定により算定される加算額に相当 する額を加算した額とする。)

別表第7(第2条関係)

X	分	単位	金額
長住及に法下に「い第1第でに期宅の関律こお法う5項3の基優の促す(のい」。条か項規づ良普進る以表てと)第らま定く	住質促関律1第第1定録能関認宅確進す(年815項す住評に定の保等る平法号条にる宅価よに品のに法成律)第規登性機る係	1 戸に つき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の 住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ 次に定める額(以下この表において 「評価機関未審査手数料基礎額」と いう。)を当該申請と出て得た額 と同時に行われた同一の住宅に額 ア 1戸 46,000円 イ 2戸以上5戸以内 106,000円 ウ 6戸以上10戸以内 169,000円 ウ 6戸以上30戸以内 332,000円 オ 31戸以上 100戸以内 カ 51戸以上 100戸以内

長住等認第2定申い限期宅計定6項に出場る優建画(条のよが合。良築の法第規るなに)	る審下に「関とをいの技査こお評審い受な的以表て機」。)ても		キ 101戸以上 200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上 300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円
	評審されて、おおおは、日本のではのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査所書を当該申請を当該申請を当該申請の申請の総数ではではでででは、1戸、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100戸以内では、101戸以上が、100戸以内が、151戸以上が、100戸以内が、151戸以上が、100戸以内が、151戸以上が、100戸以内が、153,000円で、201戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸の円ののでは、201戸以上が、300戸の円ののでは、201戸以上が、300戸の円ののでは、201戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸以内が、301戸以上が、300戸のののでは、201戸以上が、300戸のでは、201戸以上が、300戸のでは、201戸以上が、300戸のでは、201戸以上が、201戸以上が、201戸には、
法第らま定く良築の第1第でに長住等認ら項3の基期宅計定条か項規づ優建画(評価機関 審査 けも の	1戸に つき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該認定の申請に係る計画に,同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては当該昇降機1基につき同項

法第規るあに第2定申る限のよが合。)			の規定は の規定は の規定は の規定は の規定は の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定 の規定 の規定 の規定 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の
	評価機関 審査を受 けたもの	1戸に つき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
		1 戸に つき	次に掲げる変更の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下での表に おいてでは、一次ででは、一次ででは、一次ででのでは、一点ででは、一点でででは、一点ででは、一点では、一点では、一点では、一点で

よる申出 がない場 合に限る。)			1,010,000円 ク 201戸以上 300戸以内 1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円
	評審けい長構変い限お価査た価査ても期造更もるよ機をも機をいの使等がの。び関受の関受な(用のなに)評審け	1 戸き	次に掲げるのでででは、それでは、では、では、でででは、でででは、でででは、でででは、でででは
法第規づを長住等変定8項てる第1定く受期宅計更(条に準法8項に認け優建画の法第お用第条の基定た良築の認第2いす6	評審けい長構変る限価査ても期造更もる関受な(用のあに)	1 戸に つき	変更の認定の申請に係る住戸の属基 変更の認定の申請に係る館市建築 2 項の住宅について通常 3 項の規定により確認の申請に多いででででででででででででででででででででででででででででででいます。 の申請に係るは、ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで

条第2項 の規定 よる がある 合に 限る。)			はこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算を加算を加算をでは、1、2、2、2、2、3、3、4、3、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4
	評審けい長構変い限お価査た価査ても期造更もるよ機をも機をいの使等がの。び関受の関受な(用のなに)評審け	1 戸に つき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額

備考 この表の規定により手数料として算定される額に1,000円 未満の端数があるときは,その端数は,1,000円とする。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定 建築物の建築等および維持保全の計画の認定に関する事務ならびに長期 優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の 認定に関する事務について手数料を徴収することとし,ならびに租税特 別措置法の一部改正に伴い規定を整備するため